平成２０年（フ）第１５１号
大阪府泉南市信達牧野396番地
破産者　新弘紡績株式会社
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１５２号
大阪府泉南市信達牧野200番地
破産者　株式会社ヤングテックス
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第２１８５号
埼玉県鶴ケ島市大字上広谷78番地18、開始決定時の住所埼玉県久喜市吉羽３丁目13番地29
破産者　塩澤　一雄
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１３２１号
さいたま市桜区西堀９丁目14番23号　ハイツ・カリン201号
破産者　山本　孝昭
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１３２２号
埼玉県志木市柏町４丁目２番13号　志木郵政宿舎
破産者　新井　孝志
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１７５９号
埼玉県上尾市大字平塚2503番地３　村野ハイツ１号室
破産者　清水　麗子
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１８年（フ）第５０１号
埼玉県上尾市柏座３－３－29　藤コーポ103号室、破産開始決定時の住所盛岡市箱清水１丁目12番40号
破産者　三浦　シマ
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第８３７号
長崎県長崎市つつじが丘３丁目10番31号
破産者　金子　眞也
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４００８号
札幌市中央区南17条西11丁目４番17号
破産者　久米　伸子
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１１３号
岩手県一関市銅谷町９番13号
破産者　永澤　卓三
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（フ）第１２２号
宮城県宮城郡利府町中央３丁目５番地１エスポワール203号、破産開始決定時の住所岩手県一関市字散田45番地２
破産者　永澤　良造
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（フ）第１２３号
宮城県宮城郡利府町中央３丁目５番地１エスポワール203号、破産開始決定時の住所岩手県一関市字散田45番地２
破産者　永澤智恵子
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（フ）第１３８号
岩手県陸前高田市高田町字大石沖16番地11
破産者　鈴木　利幸
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第３７号
大阪府貝塚市澤185番地の10、前住所大阪府泉佐野市高松北２丁目３番27―106号
破産者　上野美千代
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１５号
兵庫県明石市大久保町西島806番地の３　シェトア・Ｔ・Ｊ・M201号、前住所兵庫県伊丹市野間北３丁目11番22号
破産者　佐伯　又二
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成１９年（フ）第６０８号
岡山市高屋506番地５、開始決定時の住所岡山県倉敷市田ノ上643番地
破産者　横溝　幸一
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第３３７号
北九州市小倉北区貴船町18番６号
破産者　後藤美知子
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部